

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社 訪問介護事業所指定訪問介護〔指定介護予防 訪問介護〕事業運営規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社(以下「公社」という。)が設置する公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定による指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社定款第3条に規定する目的を達成するため、公社の専門職員が要介護者(法第7条第3項に規定する者をいう。)又は要支援者(法第7条第4項に規定する者をいう。)に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

(指定訪問介護事業の運営方針)

第3条 指定訪問介護事業は、利用者(公社と利用契約を締結し、指定訪問介護の提供を受ける者をいう。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 指定訪問介護事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供者との連携に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)に規定する内容を遵守し、指定訪問介護事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護事業の運営方針)

第4条 指定介護予防訪問介護事業は、利用者(公社と利用契約を締結し、指定介護予防訪問介護の提供を受ける者をいう。)の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

3 指定介護予防訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)に規定する内容を遵守し、指定介護予防訪問介護事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問介護事業所

(2) 所在地 大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市立保健福祉センター内

(職員等の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 専門職員

ア 管理者 1名(常勤職員・サービス提供責任者を兼務)

管理者は、職員に法令等を遵守させるために必要な業務及び利用申込みに係る調整を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括する。

イ サービス提供責任者 4名(常勤職員4名(管理者を含む。))

サービス提供責任者は、第3条及び第4条に規定する運営方針に基づき、第8条各号に掲げる業務を行う。

ウ 訪問介護員 55名（非常勤職員・業務の状況により変動する。）

訪問介護員は、訪問介護計画（介護予防にあつては介護予防訪問介護計画。以下「訪問介護計画等」という。）に基づき、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供にあたる。

（営業日、営業時間等）

第7条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休とする。
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

（サービス提供責任者の業務）

第8条 サービス提供責任者は、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 利用相談 事業所内の相談スペースで、利用者若しくはその家族等又は市民により、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕その他の介護保険制度に関する相談を受ける。
- (2) 利用者状況の把握 利用者の日常生活全般の状況を把握・分析し、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供によって解決すべき問題点を明らかにし（以下「アセスメント」という。）、これに基づき利用者に対する援助の方向性や目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議の参加 利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター等）が開催するサービス担当者会議へ出席し、利用者に関する情報の共有及び連携を行う。
- (4) 訪問介護計画等の作成 アセスメントの結果、認定審査会の意見、利用者又はその家族等の意向を踏まえ、利用者に係る指定居宅介護支援事業者（介

護予防にあつては地域包括支援センター等)の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画(介護予防にあつては介護予防サービス計画。以下「ケアプラン」と総称する。)又は利用者が作成した計画に沿って訪問介護計画等を作成し、利用者又はその家族等に説明及び交付を行う。

- (5) 訪問介護員の配置 訪問介護員に対し、作成した訪問介護計画等の内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- (6) サービスの実施状況の継続的な把握及び評価 前号に規定する訪問介護計画等に対して、目標達成の度合いや利用者の満足度等について評価(以下「モニタリング」という。)の実施等を行い、必要に応じて、当該訪問介護計画等の変更、利用者に係る指定居宅介護支援事業者(介護予防にあつては地域包括支援センター等)への報告等を3月に1回(介護予防にあつては1月に1回)行う。
- (7) 訪問介護員の業務管理 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修及び技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を行う。
- (8) 要介護(要支援)認定申請に係る援助 利用申込者に対して、要介護(要支援)認定申請が既に行われているかどうか、及びケアプランの作成を指定居宅介護支援事業者(介護予防にあつては地域包括支援センター等)に依頼しているかどうかを確認し、必要に応じて当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請及びケアプラン作成依頼の届出を寝屋川市に対して行うよう必要な援助を行うものとする。
- (9) 介護給付費等の請求 介護給付費及び公費負担医療等の請求に関する業務を行う。

(指定訪問介護の内容)

第9条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
 - ア 食事介助・水分補給・特段の調理
 - イ 服薬介助
 - ウ 更衣介助

- エ 排泄介助
- オ 入浴・清拭介助
- カ 整容介助
- キ 起床・就寝介助
- ク 体位変換・移乗・移動介助
- ケ 通院・外出介助
- コ 自立生活支援のための見守りの援助
- サ その他必要な介助

(3) 生活援助

- ア 調理配下膳
- イ 掃除
- ウ 洗濯
- エ ベッドメイク・布団干し
- オ 衣類の整理・補修
- カ 生活必需品の買い物代行
- キ その他必要な援助

(指定介護予防訪問介護の内容)

第 10 条 事業所で行う指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 介護予防訪問介護費 (Ⅰ) 1 週に 1 回程度
- (3) 介護予防訪問介護費 (Ⅱ) 1 週に 2 回程度
- (4) 介護予防訪問介護費 (Ⅲ) 1 週に 2 回を超えた場合

(指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の利用料等)

第 11 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号。以下「介護報酬告示」という。）により算定された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割(法第 50 条又は第 69 条第 3 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割でない場合については、それに応じた割合)の支払いを受けられるものとする。ただし、公費負担医療等を受けている場合にあってはこの限りではない。

- 2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号。以下「介護予防報酬告示」という。)により算定された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割(法第 50 条又は第 69 条第 3 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割でない場合については、それに応じた割合)の支払いを受けるものとする。ただし、公費負担医療等を受けている場合にあつてはこの限りではない。
- 3 前 2 項に規定する利用料のほか、利用者の選定により次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕を提供する場合の交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を徴収するものとする。なお、公社の自動車等を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 事業所から片道 5 km 未満 200 円
 - (2) 事業所から片道 5 km 以上 10km 未満 400 円
 - (3) 事業所から片道 10km 以上の場合 前号に 2 km ごとに 100 円を加算
- 4 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供に際し、不在だった場合は、キャンセル料として 500 円徴収するものとする。
- 5 前 4 項に規定する利用料の支払を受けたときは、利用者に対し、利用料その他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書(医療費控除(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 73 条に規定するものをいう。)がある場合はその金額を記載したもの)を交付するものとする。
- 6 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用に関して事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に記名押印を受け取るものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 現に指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、当該利用者の家族等へ連絡する等の措置を行うとともに、管理者に報告するものとする。

2 会社は、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供により事故が発生したときは、寝屋川市、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター等）に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。

3 会社は、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 14 条 会社は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 会社は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に関し、法第 23 条の規定により寝屋川市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は寝屋川市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び寝屋川市が行う調査に協力するとともに、寝屋川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 会社は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に対する利用者及びその家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第 15 条 会社は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報については、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社個人情報保護規則(平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規則第 7 号)の規定により適正に取り扱うものとする。

2 会社は、収集した利用者及びその家族等の個人情報については、利用者及び

その家族等に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族等の同意を得るものとする。

- 3 職員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。また、職員等でなくなった後においても同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 会社は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 会社は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供中に職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 会社は、職員等の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 会社は、職員等の労働衛生管理については、職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、職員等が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。
- 3 会社は、職員等並びに設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供満了の日から 5 年間保管するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問介護事業管理運営規程(平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規程第 11 号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。